

令和2年度 議会基本条例検証・評価シート

(令和3年3月末時点)

【評価基準】 A：できている B：おおむねできている C：できていない

条・条項		評価	評価内容
前文	(略)	-	検証対象外
第1条	「目的」 この条例は、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会活動に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高め、市民福祉の向上及び市の発展に寄与することを目的とする。	-	検証対象外
第2条	「基本理念」 議会は、本市の意思決定を担う唯一の議事機関として、市民の意思を踏まえた公平かつ公正な議論、審議、審査等を尽くし、地方自治の実現を目指すものとする。	-	検証対象外
第3条	「議会の活動原則」 議会は、公平性、透明性及び信頼性を重視し、市長等執行機関（以下「市長等」という。）の行政運営の監視を適切に行うものとする。	A	公平性、透明性及び信頼性を重視し、本会議、各常任委員会、議員全員協議会等の場で適切に行えた。
	②議会は、調査研究を通じ、政策立案、政策提言等（以下「政策立案等」という。）の強化に努めるものとする。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、委員会等の視察研修等調査が十分に行えなかったが、国道193号（美馬・高松間）整備促進特別委員会の活動や市長に対する提言などを行った。
	③議会は、情報公開に努めるとともに、議会への市民参加の推進に取り組むものとする。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、理想通りの意見交換会の開催はできなかったが、オンラインでの開催によってできる限りの対応をした。
	④議会は、市民の負託に的確に応える議会の在り方を探求し、議会改革に継続的に取り組むものとする。	B	タブレット型端末の導入や意見交換会の開催など議会のあり方検討協議会を中心に持続的に行っている。
第4条	「議長及び議員の活動原則」 議長は、議会を代表し、公正かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うものとする。	A	経済対策、危機管理に取り組んでいるとともに効率的な議会運営が行っている。
	②議員は、言論が議会活動の基本であることを認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじるものとする。	B	議員間討議が少ないため討議の機会を設け、質を高める努力が必要である。

条・条項	評価	評価内容
	B	特定の地域、個人、団体に捉われないようにするためにも議員間討議が必要である。
	B	行政視察、議員研修など新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な調査研究を行うことができなかった。
	B	各会議の招集通知は1週間前に出されることとしており、議員は議員活動を優先するものである。
第5条	A	「委員会」 美馬市議会委員会条例（平成17年美馬市条例第218号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、議案等の審査を行うに当たり、議論を尽くし、市民に分かりやすい審査を行うよう努めるものとする。
	B	②委員会は、その属する所管事項について、積極的に調査研究を行うものとする。
第6条	—	（検証対象外） 会派の位置づけについて常に考える必要がある。
	B	②会派は、議員活動を支援するとともに、政策立案等に関し、意見の集約及び調整を行い、合意形成を図るものとする。
第7条	B	「市民参加及び市民との連携」 議会は、市民が議会活動に参加する機会を確保する。
	B	②議会は、必要に応じて参考人及び公聴会を活用し、専門的知見又は政策的意見を議会の政策立案等に反映させるよう努めるものとする。
	A	③議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に対応するものとする。
	B	議会としてはその方向に向いているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で前年度に行った「子ども議会」や従来型の「意見交換会」の開催ができなかったもののJ Cとオンラインでの意見交換会開催によりできる限りの対応をした。
	B	参考人及び公聴会の活用による政策立案は行っていない。
	A	請願、陳情は積極的に対応している。

条・条項		評価	評価内容
第8条	「意見交換会」 議会は、市民と自由に意見及び情報を交換するため、積極的に意見交換会の機会を設けなければならない。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により理想通りの意見交換会の開催はできなかったが、オンラインでの開催によってできる限りの対応をした。
第9条	「議会と市長等との関係」 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張感のある関係を構築するよう努めなければならない。	B	市長との緊張感は少し感じないため、反問権を取り入れるなどして論点、争点の明確化を図るべきである。
第10条	「政策等の形成過程の説明」 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができるものとする。 (1) 政策等を必要とする背景、目的及び効果 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討の内容 (3) 総合計画（政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。）との整合性 (4) 市民参加の状況 (5) 財源措置及び将来負担すべき経費	B	主要事業等の説明は議員全員協議会において受けており、代表・一般質問においても説明を求めている。
	②議会は、予算及び決算の審議において、前項の規定に準じて市長等に対し、説明を求めることができるものとする。	B	決算は決算審査特別委員会においてできているが、予算は予算委員会の設置を検討する必要がある。
第11条	「議決事件の拡大」 議会は、議事機関としての機能を強化するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、積極的に議決事件の範囲の拡大を図るものとする。	A	議事機関としての機能が図れている。
	②前項の規定による議会の議決すべき事件の追加については、別に条例で定める。	A	必要な措置を講じる。
第12条	「予算の確保」 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	B	必要な予算については今後も十分な予算確保に努める。
第13条	「政務活動費」 会派は、議員の調査研究その他の活動に資するため、美馬市議会政務活動費の交付に関する条例（平成19年美馬市条例第2号）の規定により、政務活動費を厳正かつ適正に活用するものとする。	A	会派により適正に処理ができており、今年度は後期分の政務活動費を減額し、市の新型コロナウイルス感染症対策経費に充ててもらった。

条・条項		評価	評価内容
	②会派は、政務活動費の使途の透明性を確保するものとする。	A	収支報告書や領収書の公開をすることにより透明性は確保できている。
第14条	「議長交際費」 議会は、議長交際費の使途の透明性を確保するものとする。	A	透明性は確保できている。
第15条	「研修の充実」 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により十分な視察研修が行えなかったが、タブレット研修については積極的に実施できた。
第16条	「議会図書室の充実」 議会は、議員の調査研究その他の活動に資するため、議会図書室の図書、資料等の充実に努めるとともに、その機能の強化に努めるものとする。	B	関係図書を更に充実させるとともに、インターネット利用環境の整備も必要である。
	②議員は、積極的に議会図書室を活用するものとする。	B	全議員が積極的な活用をしていく必要がある。
第17条	「広報広聴の充実」 議会は、市政及び議会に関する情報を市民に公表するものとする。	A	ケーブルテレビ、広報誌、ホームページ等で行っている。
	②議員は、議会活動について多様な手段を活用し、積極的に情報発信及び情報収集を行い、広報及び広聴の充実に努めるものとする。	B	広報誌による情報発信など一定の取組が行われているが、より多くの市民に関心を持ってもらえるよう新たな取組の検討余地がある。また、タブレット型端末を活用した情報収集の環境ができたが、活用が今後の課題である。
第18条	「情報通信技術の活用」 議会は、積極的に情報通信技術を活用し、市民に分かりやすく効果的かつ効率的な議会活動に努めるものとする。	B	タブレット型端末の導入により、徐々に事務作業の効率化は進むと思われるが、市民サービスの向上に繋げるためにはさらなる操作の向上に努めなければならない。
第19条	「情報公開」 議会は、公文書の開示請求に当たり、美馬市情報公開条例（平成17年美馬市条例第230号）の規定により、情報公開に適正に対応するものとする。	A	適正に対応できている。
第20条	「災害等緊急時の対応」 議会は、災害等緊急時において迅速かつ適切に対応するため、組織体制の確立に努めなければならない。	A	美馬市議会BCPの中で明確に組織体制、連絡体制ができています。

条・条項		評価	評価内容
	②前項の規定による災害等緊急時の議会の対応について必要な事項は、別に定める。	B	美馬市議会BCPによる連絡体制の作成など一定の取組は行っているが、今後も危機感を持って継続的に取り組んでいく必要がある。
第21条	「交流及び連携」 議会は、議員の調査研究その他の活動に資するため、他の自治体の議会と意見交換を行い、積極的に交流及び連携を図るものとする。	B	徳島県西部4市、県内8市による定期的な意見交換会及び姉妹都市交流を行っている。
第22条	「議会事務局の体制整備」 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。	B	現状においては少人数であるものの効率的に行っているが、強化が必要だと思う。
第23条	「政治倫理等の保持」 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。	B	市民の求めるより一層高い政治倫理の確立に向けて継続的に取り組むべきである。
	②議員は、情報通信技術を活用した情報発信その他の議員活動を行うに当たり、個人情報の漏えいその他不利益を与える行為を行うことのないよう努めなければならない。	A	情報通信技術を活用した情報発信の際には個人情報、人権等の配慮が必要だ。
第24条	「議員定数」 委員会又は議員が美馬市議会議員の定数を定める条例（平成21年美馬市条例第1号）に規定する議員定数の条例改正を提案するときは、専門的知見を有する者等の意見を十分に活用し、明確な理由を付して提案するものとする。	—	（検証対象外） 適正な定数について常に考える必要がある。
	②議員定数の基準は、財政力、人口、面積等を考慮する。	—	（検証対象外） 適正な基準について常に考える必要がある。
第25条	「議員報酬」 委員会又は議員が美馬市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年美馬市条例第43号）に規定する議員報酬の条例改正を提案するときは、専門的知見を有する者等の意見を十分に活用し、明確な理由を付して提案するものとする。	A	今年度はコロナ禍の中、社会情勢を考え6ヶ月間削減を行った。
	②議員報酬の基準は、議員活動の正当な対価として、その職責にふさわしい額となるよう、社会情勢及び本市の財政状況を考慮する。	A	今年度はコロナ禍の中、社会情勢を考え6ヶ月間削減を行った。

条・条項		評価	評価内容
第26条	「他の条例との関係」 この条例は、議会活動に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合性を図るものとする。	A	他の条例との整合性は図られている。
第27条	「見直し手続」 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を考慮し、この条例の目的が達成されているかを定期的に検証し、必要に応じて、適切な措置を講ずるものとする。	A	この条例について何点か見直しをする手続を取っているが、基本条例の研修や検証に関する実施要項などが必要である。